

# 尼崎市現業評議会との 交渉状況

平成 29 年度第 3 号  
通 算 第 2 9 号  
平成 29 年 11 月 27 日  
尼崎市役所総務局  
人事管理部給与課

## 平成 29 年度給与改定等について

### 日時・場所

平成 29 年 11 月 15 日（水）午後 7 時 30 分～午後 9 時（中央公民館 25 号室）

### 今回の交渉の主な目的

平成 29 年度給与改定及び降格時号給対応表の導入について提案を行うため、交渉の場を持った。

### 組合への提案

（提案メモ）平成 29 年度給与改定について

[別紙 1](#)

（提案メモ）降格時号給対応表の導入について

[別紙 2](#)

### 具体的な交渉内容

#### 1 平成 29 年度給与改定について

##### 課題の要旨

平成 29 年度の給与改定として、給料表及び生活補給金基準額について改定内容を示した上で協議を行った。

現業評議会の主張	当局の回答
技能労務職給料表及び行政職給料表について、それぞれ等級別の改定率はどうなっているのか。	技能労務職給料表に係る表上の給料月額改定率は、1 級 0.65%、2 級 0.50%、3 級 0.13%、4 級 0.11%である。一方、行政職給料表に係る表上の改定率は、1 級 0.50%、2 級 0.44%、3 級 0.22%、4 級 0.14%、5 級 0.10%、6 級 0.09%、7 級 0.08%、8 級 0.08%である。

<p>技能労務職給料表及び行政職給料表について、それぞれ平均の給与改定率及び給与改定額はどうか。</p>	<p>技能労務職給料表適用者については、給与改定率は 0.10% であり、給与改定額は給料月額部分 354 円、地域手当へのはね返り部分 35 円の合計 389 円である。一方、行政職給料表適用者については、給与改定率は 0.21% であり、給与改定額は給料月額部分 689 円、地域手当へのはね返り部分 69 円の合計 758 円である。</p>
<p>なぜ行政職給料表と比べて技能労務職給料表の給与改定額は低いのか。</p>	<p>今回の給与改定は、それぞれ 400 円の上げを基本に、初任給相当を 1,000 円（技能労務職給料表は 1,100 円）、その他の若手層についても同程度の上げを行うというものである。その中で、各給料表の人員分布において、行政職給料表の方が若年層の数が多いため、技能労務職給料表との間に差が生じているものである。</p>
<p>今回の給与改定においては、給料月額については最低でも 400 円の上げのはずであるが、なぜ平均の給与改定額は 400 円に満たないのか。</p>	<p>いわゆる現給保障適用者については、給料表上の額が引き上げられたとしても、実質的には上げとならないことがある。この点も考慮して給与改定額を算出しているため、結果的に 400 円に満たないものとなっている。</p>
<p>今回の給与改定によって、現給保障額を突破する者はいるのか。改定前後の現給保障対象者数を示していただきたい。</p>	<p>平成 29 年 4 月 1 日時点において、技能労務職給料表の現給保障対象者は 56 名であり、その中で今回の給与改定によって現給保障額を突破する者はいない。</p>
<p>技能労務職給料表 3 級最高号給に分布している職員数は。</p>	<p>平成 29 年 4 月 1 日時点で 82 名である。</p>
<p>技能労務職給料表 3 級最高号給に分布している職員数の多さについて、当局はどのように考えているのか。</p>	<p>技能労務職給料表適用者が合計 317 名である中で、82 名が 3 級最高号給に分布しているというのは、割合としては確かに多い値であると思う。しかし、それはもともと行政職給料表が適用されていた職員を技能労務職給料表に切り替えたことに伴う例外的なやむを得ない事態であると考えており、給料表が一定の幅を持つものである以上、最高号給に到達する者が生じること自体は、ごく一般的なことであると認識している。</p>

<p>3級の号給を継ぎ足す考えはないのか。</p>	<p>現状でも既にかかなりの継ぎ足しを実施している中で、さらに継ぎ足す考えは現時点ではない。</p>
<p>現業評議会としては、3級最高号給到達者の多さを解消するためには号給の継ぎ足しが最も適当であると考えているが、それ以外に良い手法があれば協議していきたいと思っており、具体的には4級への昇格を進めていくという手法があると現在のところ認識している。</p>	<p>過去に現業評議会へ示した作業長ポストについて、現在のところ十分に確保できていないことに関しては申し訳ないと思っており、その解消に努めていきたい。</p>
<p>現場で声をあげて新たに作業長ポストを創設していくのは非常に困難である。一定のモデルケースを示してもらえないだろうか。</p>	<p>現場の執行体制をどのようなものにすればより効率的か、あるいはより市民サービスの向上につながるかといったことについては、現場が最も分かっているはずであり、だからこそまずは現場で検討して進めていくべきものと考え。人事当局から示していくものではない。</p>
<p>生活補給金基準額の改定に伴い、影響を受ける職員はいるのか。</p>	<p>現在、技能労務職給料表適用者において、生活補給金制度の適用を受けている職員はいない。改定後も同様である。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

## 2 降格時号給対応表の導入について

### 課題の要旨

職員が降格をする場合の降格後の号給の決定方法を降格時号給対応表により決定する方法に改めることについて、その内容を示した上で協議を行った。

現業評議会の主張	当局の回答
なぜ今回このような提案をしたのか。	<p>平成 19 年に実施した給与構造改革において、給料表を分割したことに伴い、昇格に当たっては一定のメリットを付与する昇格時号給対応表を導入したが、降格については従前どおりであったことから、昇格と降格で均衡を欠く状況となっており、現行の降格制度では降格をしたにもかかわらず降格前の給料が基本的には維持されてしまい、不公平感が生じることになる。このような点を解消するため、降格時号給対応表の導入を提案したものである。</p> <p>また、今後は親族等の介護需要の増加が見込まれ、一時的な職務・職責の軽減を図るために降格を希望する者が増えることも想定されるところであることから、できるだけ早期に実施していきたいと考えている。</p>
介護のための一時的な職務・職責の軽減ということは、一旦降格をしたとしても、介護が終了するとすぐに元のポストに戻れるということか。	すぐに元のポストに戻るわけではない。介護が終了したという状況の変化を踏まえて、改めて通常の人事異動の中で判断していくことになる。

<p>今の仕事がついから降格を希望する場合に、降格時号給対応表に基づき降格をするというのは理解できる。しかし、職務・職責を遂行したいという思いがあっても、介護のために遂行できない場合についてまで、降格時号給対応表に基づき降格をするというのは納得できない。介護に係る対応については、降格ではなくサポート体制の充実によるべきではないか。</p>	<p>当局としても、介護をしながらでも同じように仕事をしていくことができるのであれば、その方が望ましいと考えており、だからこそワークライフバランス推進の観点から休暇制度の見直し等を実施してきているところである。また、職員から降格の希望があったとしても、他に良い手法がないかも検討していくことになるため、必ずしも降格によるわけではないことも事実である。しかし、職務・職責の軽減を図るための選択肢の一つとして降格も考えられるところであり、その選択をする場合には降格後の職務・職責に見合った処遇を行う必要があると考えている。</p>
<p>例えば、4級 100号給の者が降格時号給対応表に基づき3級に降格をする場合、給料月額の下引額はどの程度か。</p>	<p>4級 100号給（給料月額 377,900円）の降格後の号給は3級 143号給（給料月額 331,400円）であるから、引下額は46,500円となる。</p> <p>なお、この場合の引下額については、降格前の給料月額と同額又は直近下位の額の号給へと降格するという現行制度においても、同額であり、本提案に伴う変更はない。</p>
<p>今の例の引下額は過大ではないか。降格時号給対応表導入の目的は、昇格時のメリットを失わせることにあるのではないか。</p>	<p>再度申し上げるが、今の例については、本提案にかかわらず引下額は変わらない。</p>
<p>技能労務職員において、過去に降格をした者はいるのか。</p>	<p>ここ数年においては、技能労務職員の降格者はいない。</p>
<p>現在、技能労務職員に対してはアウトソーシング関連の提案がなされているところであるが、今回の提案はこの点も意識したものであるのか。</p>	<p>今回の提案は、アウトソーシングとは全く関連性のない提案である。</p>
<p>作業長ポストのある事業がアウトソーシングの対象となった場合に、その作業長が非現業職への転職を希望しなかったときは、他の現業職場に異動することとなるが、この場合は降格となるのか。</p>	<p>異動先に作業長ポストがない場合も考えられるし、あったとしても異動してすぐに作業長の職務・職責を担うことは困難である場合も考えられることから、異動後も引き続き作業長とは限らないが、降格するわけではない。等級は4級のままである。</p>

<p>4級の技能労務職員が非現業職に転職したものの、その後になって非現業職の仕事に耐えられなくなったことから、技能労務職に戻りたいと思った場合、どうなるのか。</p>	<p>アウトソーシングに伴う転職制度については、現業業務がアウトソーシングにより徐々に減っていくことを前提として検討してきたものであることから、技能労務職に戻るということを想定している制度ではない。したがって、そのような場合の一般的な考え方としては、まずは非現業職の中で対応方法を考えていく必要がある、その一つとしては降格という可能性もあると思われる。</p>
<p>現在のところ技能労務職員が担っている業務の中で、今後、非現業職の業務として整理されるものはあるのか。</p>	<p>現在、原局と協議しながら調整しているところである。</p>
<p>給与改定と同じく諾否期限を平成29年11月30日としているが、降格時号給対応表のみ延長できないか。</p>	<p>降格時号給対応表の導入については、複雑な内容の見直しではないことから、現在の諾否期限で十分に協議をしていくことができると考えており、この諾否期限で判断いただきたい。</p>
<p>なぜ実施時期を平成30年4月1日としたのか。</p>	<p>以前から問題意識を抱いていたものの、今後、介護の需要が増えていくことも想定されることを踏まえ、できるだけ早く実施したいとの結論に至り、このたび実施時期を平成30年4月1日として提案したものである。必然的な理由があるわけではない。</p>
<p>実施時期を延ばすことはできないか。</p>	<p>持ち帰って検討する。</p>

**課題解決への方向性**

引き続き協議していくこととした。

以上  
(給与課)

## 平成 29 年度給与改定について（メモ）

H29.11.15

## 1 改定内容

## (1) 給料表

技能労務職給料表について、別紙のとおり改定する。

## (2) 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、技能労務職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	引上額
30 歳	203,600 円	204,400 円	800 円
31 歳	208,600 円	209,400 円	800 円
32 歳	213,500 円	214,300 円	800 円
33 歳	218,400 円	219,200 円	800 円
34 歳	222,300 円	223,100 円	800 円
35 歳	226,400 円	227,200 円	800 円
36 歳	230,400 円	231,200 円	800 円
37 歳	234,100 円	234,900 円	800 円
38 歳	237,800 円	238,600 円	800 円
39 歳	241,500 円	242,200 円	700 円
40 歳以上 55 歳未満	245,200 円	245,900 円	700 円

H23.1.31 時点で在職中の職員については、別途設定の行政職給料表適用者に係る基準額を適用する。

## 2 適用日

平成 29 年 4 月 1 日

## 3 諾否期限

平成 29 年 11 月 30 日

以 上  
( 給与課 )







号給	1級						2級						
	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
80	240,800	1,000	241,600	1,000	800	0.33	80	280,100	800	280,600	700	500	0.18
81	241,800	1,000	242,600	1,000	800	0.33	81	280,900	800	281,300	800	400	0.14
82	242,800	900	243,600	900	800	0.33	82	281,700	800	282,100	800	400	0.14
83	243,700	1,000	244,500	900	800	0.33	83	282,500	700	282,900	700	400	0.14
84	244,700	900	245,400	900	700	0.29	84	283,200	800	283,600	800	400	0.14
85	245,600	900	246,300	900	700	0.29	85	284,000	700	284,400	700	400	0.14
86	246,500	900	247,200	900	700	0.28	86	284,700	800	285,100	800	400	0.14
87	247,400	900	248,100	800	700	0.28	87	285,500	800	285,900	800	400	0.14
88	248,200	800	248,900	800	700	0.28	88	286,300	600	286,700	600	400	0.14
89	249,000	800	249,700	800	700	0.28	89	286,900	500	287,300	500	400	0.14
90	249,800	700	250,500	700	700	0.28	90	287,400	500	287,800	500	400	0.14
91	250,500	800	251,200	800	700	0.28	91	287,900	400	288,300	400	400	0.14
92	251,300	600	252,000	600	700	0.28	92	288,300	400	288,700	400	400	0.14
93	251,900	600	252,600	400	700	0.28	93	288,700	400	289,100	400	400	0.14
94	252,400	500	253,000	400	600	0.24	94	289,100	500	289,500	500	400	0.14
95	252,900	200	253,400	200	500	0.20	95	289,600	500	290,000	500	400	0.14
96	253,100	400	253,600	400	500	0.20	96	290,100	400	290,500	400	400	0.14
97	253,500	500	254,000	500	500	0.20	97	290,500	600	290,900	600	400	0.14
98	254,000	500	254,500	500	500	0.20	98	291,100	600	291,500	600	400	0.14
99	254,500	600	255,000	400	500	0.20	99	291,700	600	292,100	600	400	0.14
100	255,000	400	255,400	400	400	0.16	100	292,300	300	292,700	300	400	0.14
101	255,400	500	255,800	500	400	0.16	101	292,600	500	293,000	500	400	0.14
102	255,900	500	256,300	500	400	0.16	102	293,100	500	293,500	500	400	0.14
103	256,400	300	256,800	300	400	0.16	103	293,600	400	294,000	400	400	0.14
104	256,700	300	257,100	300	400	0.16	104	294,000	400	294,400	400	400	0.14
105	257,000	300	257,400	300	400	0.16	105	294,400	500	294,800	500	400	0.14
106	257,300	300	257,700	300	400	0.16	106	294,900	500	295,300	500	400	0.14
107	257,600	200	258,000	200	400	0.16	107	295,400	500	295,800	500	400	0.14
108	257,800	200	258,200	200	400	0.16	108	295,900	300	296,300	300	400	0.14
109	258,000	300	258,400	300	400	0.16	109	296,200	400	296,600	400	400	0.14
110	258,300	300	258,700	300	400	0.15	110	296,600	500	297,000	500	400	0.13
111	258,600	200	259,000	200	400	0.15	111	297,100	500	297,500	500	400	0.13
112	258,800	200	259,200	200	400	0.15	112	297,600	400	298,000	400	400	0.13
113	259,000	400	259,400	400	400	0.15	113	298,000	400	298,400	400	400	0.13
114	259,400	200	259,800	200	400	0.15	114	298,400	300	298,800	300	400	0.13
115	259,600	300	260,000	300	400	0.15	115	298,700	300	299,100	300	400	0.13
116	259,900	400	260,300	400	400	0.15	116	299,000	300	299,400	300	400	0.13
117	260,300	300	260,700	300	400	0.15	117	299,300	400	299,700	400	400	0.13
118	260,600	300	261,000	300	400	0.15	118	299,700	400	300,100	400	400	0.13
119	260,900	200	261,300	200	400	0.15	119	300,100	400	300,500	400	400	0.13
120	261,100	300	261,500	300	400	0.15	120	300,500	300	300,900	300	400	0.13
121	261,400	200	261,800	200	400	0.15	121	300,800	400	301,200	400	400	0.13
122	261,600	300	262,000	300	400	0.15	122	301,200	400	301,600	400	400	0.13
123	261,900	300	262,300	300	400	0.15	123	301,600	300	302,000	300	400	0.13
124	262,200	200	262,600	200	400	0.15	124	301,900	200	302,300	200	400	0.13
125	262,400	300	262,800	300	400	0.15	125	302,100	300	302,500	300	400	0.13
126	262,700	300	263,100	300	400	0.15	126	302,400	300	302,800	300	400	0.13
127	263,000	200	263,400	200	400	0.15	127	302,700	200	303,100	200	400	0.13
128	263,200	200	263,600	200	400	0.15	128	302,900	200	303,300	200	400	0.13
129	263,400	300	263,800	300	400	0.15	129	303,100	300	303,500	300	400	0.13
130	263,700	200	264,100	200	400	0.15	130	303,400	300	303,800	300	400	0.13
131	263,900	300	264,300	300	400	0.15	131	303,700	200	304,100	200	400	0.13
132	264,200	300	264,600	300	400	0.15	132	303,900	200	304,300	200	400	0.13
133	264,500	300	264,900	300	400	0.15	133	304,100	300	304,500	300	400	0.13
134	264,800	200	265,200	200	400	0.15	134	304,400	300	304,800	300	400	0.13
135	265,000	200	265,400	200	400	0.15	135	304,700	200	305,100	200	400	0.13
136	265,200	300	265,600	300	400	0.15	136	304,900	200	305,300	200	400	0.13
137	265,500	200	265,900	200	400	0.15	137	305,100	300	305,500	300	400	0.13
138	265,700	200	266,100	200	400	0.15	138	305,400	300	305,800	300	400	0.13
139	265,900	300	266,300	300	400	0.15	139	305,700	200	306,100	200	400	0.13
140	266,200	300	266,600	300	400	0.15	140	305,900	200	306,300	200	400	0.13
141	266,500	300	266,900	300	400	0.15	141	306,100	300	306,500	300	400	0.13
142	266,800	300	267,200	300	400	0.15	142	306,400	300	306,800	300	400	0.13
143	267,100	100	267,500	100	400	0.15	143	306,700	200	307,100	200	400	0.13
144	267,200	300	267,600	300	400	0.15	144	306,900	200	307,300	200	400	0.13
145	267,500	300	267,900	300	400	0.15	145	307,100		307,500		400	0.13
146	267,800	300	268,200	300	400	0.15							
147	268,100	100	268,500	100	400	0.15							
148	268,200	300	268,600	300	400	0.15							
149	268,500	300	268,900	300	400	0.15							
150	268,800	300	269,200	300	400	0.15							
151	269,100	100	269,500	100	400	0.15							
152	269,200	300	269,600	300	400	0.15							
153	269,500	300	269,900	300	400	0.15							
154	269,800	300	270,200	300	400	0.15							
155	270,100	100	270,500	100	400	0.15							
156	270,200	300	270,600	300	400	0.15							
157	270,500	300	270,900	300	400	0.15							
158	270,800	300	271,200	300	400	0.15							
159	271,100	100	271,500	100	400	0.15							
160	271,200		271,600		400	0.15							
再任用	203,900		204,300		400	0.20	再任用	222,400		222,800		400	0.18

S28.4.1 以前生まれの再任用職員 1級：186,700円 187,100円(400円)、2級：211,000円 211,400円(400円)



3級							4級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
80	307,300	500	307,700	500	400	0.13	80	366,900	500	367,300	500	400	0.11
81	307,800	500	308,200	500	400	0.13	81	367,400	500	367,800	500	400	0.11
82	308,300	600	308,700	600	400	0.13	82	367,900	500	368,300	500	400	0.11
83	308,900	600	309,300	600	400	0.13	83	368,400	500	368,800	500	400	0.11
84	309,500	600	309,900	600	400	0.13	84	368,900	500	369,300	500	400	0.11
85	310,100	400	310,500	400	400	0.13	85	369,400	600	369,800	600	400	0.11
86	310,500	500	310,900	500	400	0.13	86	370,000	600	370,400	600	400	0.11
87	311,000	500	311,400	500	400	0.13	87	370,600	600	371,000	600	400	0.11
88	311,500	300	311,900	300	400	0.13	88	371,200	400	371,600	400	400	0.11
89	311,800	500	312,200	500	400	0.13	89	371,600	600	372,000	600	400	0.11
90	312,300	500	312,700	500	400	0.13	90	372,200	600	372,600	600	400	0.11
91	312,800	400	313,200	400	400	0.13	91	372,800	600	373,200	600	400	0.11
92	313,200	200	313,600	200	400	0.13	92	373,400	500	373,800	500	400	0.11
93	313,400	300	313,800	300	400	0.13	93	373,900	600	374,300	600	400	0.11
94	313,700	400	314,100	400	400	0.13	94	374,500	600	374,900	600	400	0.11
95	314,100	400	314,500	400	400	0.13	95	375,100	600	375,500	600	400	0.11
96	314,500	400	314,900	400	400	0.13	96	375,700	500	376,100	500	400	0.11
97	314,900	400	315,300	400	400	0.13	97	376,200	500	376,600	500	400	0.11
98	315,300	400	315,700	400	400	0.13	98	376,700	600	377,100	600	400	0.11
99	315,700	400	316,100	400	400	0.13	99	377,300	600	377,700	600	400	0.11
100	316,100	300	316,500	300	400	0.13	100	377,900	500	378,300	500	400	0.11
101	316,400	400	316,800	400	400	0.13	101	378,400	600	378,800	600	400	0.11
102	316,800	400	317,200	400	400	0.13	102	379,000	600	379,400	600	400	0.11
103	317,200	200	317,600	200	400	0.13	103	379,600	600	380,000	600	400	0.11
104	317,400	300	317,800	300	400	0.13	104	380,200	500	380,600	500	400	0.11
105	317,700	400	318,100	400	400	0.13	105	380,700	500	381,100	500	400	0.11
106	318,100	300	318,500	300	400	0.13	106	381,200	600	381,600	600	400	0.10
107	318,400	400	318,800	400	400	0.13	107	381,800	600	382,200	600	400	0.10
108	318,800	200	319,200	200	400	0.13	108	382,400	500	382,800	500	400	0.10
109	319,000	300	319,400	300	400	0.13	109	382,900	600	383,300	600	400	0.10
110	319,300	300	319,700	300	400	0.13	110	383,500	600	383,900	600	400	0.10
111	319,600	400	320,000	400	400	0.13	111	384,100	600	384,500	600	400	0.10
112	320,000	300	320,400	300	400	0.13	112	384,700	500	385,100	500	400	0.10
113	320,300	300	320,700	300	400	0.12	113	385,200	600	385,600	600	400	0.10
114	320,600	300	321,000	300	400	0.12	114	385,800	500	386,200	500	400	0.10
115	320,900	300	321,300	300	400	0.12	115	386,300	600	386,700	600	400	0.10
116	321,200	300	321,600	300	400	0.12	116	386,900	500	387,300	500	400	0.10
117	321,500	500	321,900	500	400	0.12	117	387,400	600	387,800	600	400	0.10
118	322,000	300	322,400	300	400	0.12	118	388,000	400	388,400	400	400	0.10
119	322,300	400	322,700	400	400	0.12	119	388,400	600	388,800	600	400	0.10
120	322,700	400	323,100	400	400	0.12	120	389,000	500	389,400	500	400	0.10
121	323,100	400	323,500	400	400	0.12	121	389,500	600	389,900	600	400	0.10
122	323,500	400	323,900	400	400	0.12	122	390,100	600	390,500	600	400	0.10
123	323,900	400	324,300	400	400	0.12	123	390,700	400	391,100	400	400	0.10
124	324,300	300	324,700	300	400	0.12	124	391,100	400	391,500	400	400	0.10
125	324,600	400	325,000	400	400	0.12	125	391,500	500	391,900	500	400	0.10
126	325,000	400	325,400	400	400	0.12	126	392,000	400	392,400	400	400	0.10
127	325,400	400	325,800	400	400	0.12	127	392,400	500	392,800	500	400	0.10
128	325,800	300	326,200	300	400	0.12	128	392,900	400	393,300	400	400	0.10
129	326,100	400	326,500	400	400	0.12	129	393,300	400	393,700	400	400	0.10
130	326,500	400	326,900	400	400	0.12	130	393,700	500	394,100	500	400	0.10
131	326,900	400	327,300	400	400	0.12	131	394,200	400	394,600	400	400	0.10
132	327,300	300	327,700	300	400	0.12	132	394,600	400	395,000	400	400	0.10
133	327,600	400	328,000	400	400	0.12	133	395,000	400	395,400	400	400	0.10
134	328,000	400	328,400	400	400	0.12	134	395,400	500	395,800	500	400	0.10
135	328,400	400	328,800	400	400	0.12	135	395,900	400	396,300	400	400	0.10
136	328,800	300	329,200	300	400	0.12	136	396,300	400	396,700	400	400	0.10
137	329,100	400	329,500	400	400	0.12	137	396,700	400	397,100	400	400	0.10
138	329,500	400	329,900	400	400	0.12	138	397,100	500	397,500	500	400	0.10
139	329,900	400	330,300	400	400	0.12	139	397,600	400	398,000	400	400	0.10
140	330,300	300	330,700	300	400	0.12	140	398,000	400	398,400	400	400	0.10
141	330,600	400	331,000	400	400	0.12	141	398,400	400	398,800	400	400	0.10
142	331,000	400	331,400	400	400	0.12	142	398,800	500	399,200	500	400	0.10
143	331,400		331,800		400	0.12	143	399,300		399,700		400	0.10
再任用	243,200		243,600		400	0.16	再任用	273,900		274,300		400	0.15

S28.4.1 以前生まれの再任用職員 3級：233,300円 233,700円(400円)、4級：273,900円 274,300円(400円)

降格時号給対応表の導入について（メモ）

H29.11.15

職員が降格をする場合の降格後の号給の決定方法について、昇格時と降格時との不均衡を解消するため、次のとおり降格時号給対応表により決定する方法に改める。

1 改正内容

職員が降格をする場合、降格前に受けていた号給の額と同額（同額がない場合は当該額の直近下位の額）の号給に決定するものとしている現行の取扱いについて、別紙の技能労務職給料表降格時号給対応表により決定するものに改める。

2 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

3 諾否期限

平成 29 年 11 月 30 日

以 上  
（給与課）



## &lt; 技能労務職給料表降格時号給対応表 &gt;

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級		1級	2級	3級
1	20	25	33	74	113	98	143
2	21	26	34	75	116	99	143
3	22	27	35	76	119	100	143
4	23	28	36	77	123	102	143
5	24	29	37	78	127	104	143
6	25	30	38	79	131	106	143
7	26	31	39	80	135	108	143
8	27	32	40	81	139	110	143
9	28	33	41	82	150	112	143
10	29	34	42	83	160	114	143
11	30	35	43	84	160	116	143
12	31	36	44	85	160	117	143
13	32	37	46	86	160	118	143
14	33	38	48	87	160	119	143
15	34	39	50	88	160	120	143
16	35	40	52	89	160	122	143
17	36	41	54	90	160	124	143
18	37	42	56	91	160	126	143
19	38	43	58	92	160	131	143
20	39	44	60	93	160	136	143
21	40	45	61	94	160	141	143
22	41	46	62	95	160	145	143
23	42	47	63	96	160	145	143
24	43	48	64	97	160	145	143
25	44	49	66	98	160	145	143
26	45	50	68	99	160	145	143
27	46	51	70	100	160	145	143
28	47	52	72	101	160	145	143
29	48	53	74	102	160	145	143
30	49	54	76	103	160	145	143
31	50	55	78	104	160	145	143
32	51	56	80	105	160	145	143
33	52	57	84	106	160	145	143
34	53	58	88	107	160	145	143
35	54	59	92	108	160	145	143
36	55	60	96	109	160	145	143
37	56	61	99	110	160	145	143
38	57	62	104	111	160	145	143
39	58	63	109	112	160	145	143
40	59	64	114	113	160	145	143
41	60	65	119	114	160	145	143
42	61	66	124	115	160	145	143
43	62	67	129	116	160	145	143
44	63	68	134	117	160	145	143
45	65	69	139	118	160	145	143
46	67	70	143	119	160	145	143
47	69	71	143	120	160	145	143
48	71	72	143	121	160	145	143
49	72	73	143	122	160	145	143
50	73	74	143	123	160	145	143
51	74	75	143	124	160	145	143
52	75	76	143	125	160	145	143
53	76	77	143	126	160	145	143
54	77	78	143	127	160	145	143
55	78	79	143	128	160	145	143
56	79	80	143	129	160	145	143
57	80	81	143	130	160	145	143
58	81	82	143	131	160	145	143
59	82	83	143	132	160	145	143
60	83	84	143	133	160	145	143
61	85	85	143	134	160	145	143
62	87	86	143	135	160	145	143
63	89	87	143	136	160	145	143
64	91	88	143	137	160	145	143
65	93	89	143	138	160	145	143
66	95	90	143	139	160	145	143
67	97	91	143	140	160	145	143
68	99	92	143	141	160	145	143
69	101	93	143	142	160	145	143
70	103	94	143	143	160	145	143
71	105	95	143	144	160		
72	107	96	143	145	160		
73	110	97	143				